

公開日: 2021/07/01 (掲載号: No.426)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』 【第46話】「外国法人等に対する源泉徴収」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第46話】

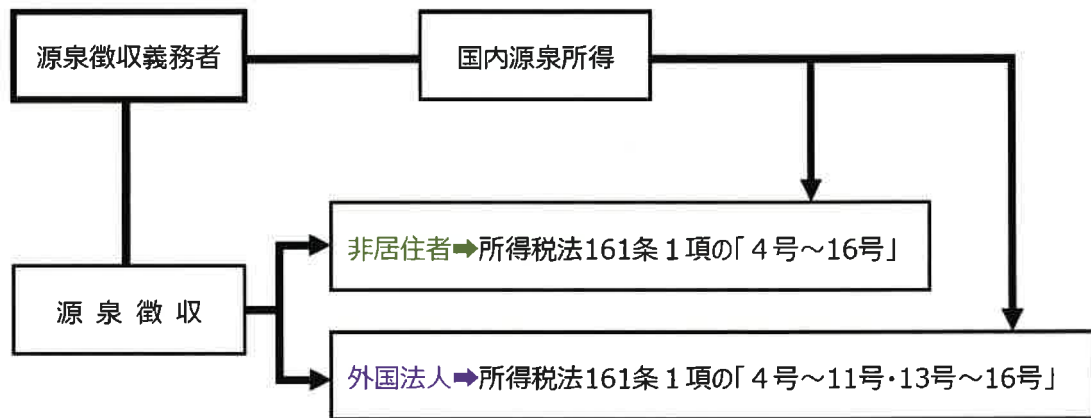
「外国法人等に対する源泉徴収」



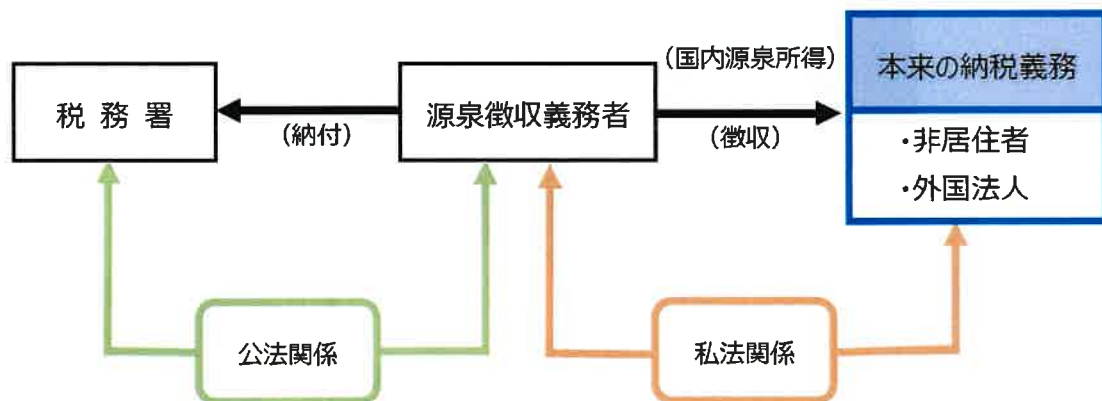
公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

昼休みに、浅田調査官は所得税法の条文を見詰めながら、ひとりごとをつぶやく。

「・・・所得税法212条は源泉徴収義務について定めているが・・・この1項では『非居住者』と『外国法人』に対して国内源泉所得（所得税法161条1項）の支払いをする
と・・・源泉徴収をしなければならない・・・」
そして、机の上にある罫紙にメモを取る。



「所得税法161条1項12号は給与所得だから・・・外国法人については、12号が源泉徴収の対象から除かれている・・・」
浅田調査官は、自らの説明に、軽くうなずきながら図を描く。



「問題は、源泉徴収義務者が本来の納税義務者である外国法人・非居住者を確認しうるだけの、十分な情報を得ることができるかどうか・・・ということだ・・・確認できなければ、源泉徴収洩れが発生する可能性がある・・・」
浅田調査官は、腕を組んだまま、自分の描いた図を見つめる。

「何を真剣に考えているんだ？」

浅田調査官の後ろには、昼食を終えた中尾統括官が、爪楊枝をくわえたまま立っている。

「もう12時半を過ぎているぞ・・・昼食は？」

中尾統括官が尋ねる。

「・・・まだです・・・」

浅田調査官は、そう答えると、再び思案顔になる。

「・・・この源泉徴収義務者は、本来の納税義務者である外国法人や非居住者の情報を持っていないケースが多く、もし源泉徴収をしなかった場合・・・手取り契約とすることによって、本来の源泉徴収税額以上の税額を納めなければなりません・・・」

浅田調査官は、傍らにある通達集を手にする。

「所得税基本通達181～223共－4では、次のようになっています。」

（源泉徴収の対象となるものの支払額が税引手取額で定められている場合の税額の計算）

181～223共－4 給与等その他の源泉徴収の対象となるものの支払額が税引手取額で定められている場合には、当該税引手取額を税込みの金額に逆算し、当該逆算した金額を当該源泉徴収の対象となるものの支払額として、源泉徴収税額を計算することに留意する。

（注） 上記の場合には、源泉徴収票又は支払調書に記載する支払金額は税引手取額と源泉徴収税額との合計額となることに留意する。

中尾統括官は首を伸ばして、開かれたページをのぞきこむ。

「その通りだ、源泉徴収をしなかったら・・・逆算して計算することになる。」

中尾統括官はハッキリとした口調で言う。

「例えば・・・100万円に対して10%の源泉徴収をしなかった場合、10%の源泉徴収をした結果が100万円になると考える・・・したがって、100万円を0.9で割ると・・・1,111,111円になり・・・これに10%を乗じると・・・源泉徴収税額は111,111円となる・・・」

そう言いながら、中尾統括官は、机の上にある罫紙に算式を並べる。

$1,000,000\text{円} \div 0.9 = 1,111,111\text{円}$ （支払額）
 $1,111,111\text{円} \times 10\% = 111,111\text{円}$ （源泉徴収税額）
 $1,111,111\text{円} - 111,111\text{円} = 1,000,000\text{円}$ （税引手取額）

「これだと・・・源泉徴収義務者は、本来であれば、100万円に10%を乗じた10万円の源泉徴収税額を納付すればよかったのだけど・・・源泉徴収しなかった場合、11,111円（111,111円－100,000円）多く納付しなければならない・・・」

浅田調査官は、不満そうに言う。

「そして・・・この会計処理は、次のようになります。」

浅田調査官は、罫紙に仕訳を書く。

（源泉徴収を失念した仕訳）	支払手数料	1,000,000円	／	現金	1,000,000円
	↓				
（源泉徴収税額の追加の仕訳）	支払手数料	111,111円	／	預り金	111,111円

「さらに・・・源泉徴収義務者が支払った源泉徴収税額については、現実には外国法人等に対して求償権を行使することが難しいので、結局は源泉徴収義務者が負担することになります・・・もっとも、支払手数料がその分増加していますから、自動的に損金算入されるか、又は必要経費になりますが・・・」

浅田調査官は納得できない様子で説明を続ける。

「源泉徴収制度そのものが・・・徴税の便宜から導入されたものだから、このような問題は往々にして起こるのだろう・・・しかし、非居住者や外国法人に対する源泉徴収の問題は、課税権行使の関係から、さらに複雑になるだろうな・・・」

中尾統括官も腕を組みながら、渋い顔をする。

壁に掛かっている時計は、12時45分を示している。

「おい、もうそろそろ、食事に行ってきたら・・・」

中尾統括官は心配そうに声をかける。

浅田調査官は、まだ通達をにらみながら、考えをめぐらせている。